

平成 27 年 10 月 5 日

国 土 交 通 省

## 指 示 事 項

9 月 2 8 日に工業用に用いられる防振ゴム等について不正の疑いがあるとの報告があったことを受け、以下の点について指示する。

1. 不正の範囲、内容について早急に明らかにするとともに国土交通省に対し報告すること。
2. 製品の取引先等に対し情報提供を行うなど所要の対応を行うこと。
3. 判明した事実関係について、速やかに公表を行うこと。
4. 国土交通省が実施する調査に、協力を行うこと。
5. 判明した事実関係を踏まえ、原因究明・再発防止対策を実施すること。
6. 8 月 1 0 日に緊急品質監査の実施結果として「正規品が出荷されていることを確認」と公表したにも関わらず、今回の不正の疑いが生じていることを考慮すると、再発防止策として実施している品質監査等が機能していないと考えられる。  
このため免震ゴムの不正を受け実施している品質監査等について、その実施内容を厳正に検証し、再度監査等の徹底を行うこと。

以上